
平成21年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

平成21年9月18日 (金曜日)

議事日程 (4)

平成21年9月18日 午前9時59分開会

- | | | |
|------|----------------|---|
| 日程第1 | 町長提出議案
第61号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第2 | 町長提出議案
第62号 | 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第3 | 町長提出議案
第63号 | 平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)について |
| 第4 | 町長提出議案
第64号 | 平成21年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 第5 | 町長提出議案
第65号 | 平成21年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 第6 | 町長提出議案
第66号 | 平成21年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)について |
| 第7 | 町長提出議案
第67号 | 平成21年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)について |
| 第8 | 町長提出議案
第68号 | 平成21年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算(第2号)について |
| 第9 | 町長提出議案
第69号 | 平成20年度芦屋町一般会計決算の認定について |
| 第10 | 町長提出議案
第70号 | 平成20年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 第11 | 町長提出議案
第71号 | 平成20年度芦屋町老人保健特別会計決算の認定について |
| 第12 | 町長提出議案
第72号 | 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 第13 | 町長提出議案
第73号 | 平成20年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について |
| 第14 | 町長提出議案
第74号 | 平成20年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について |
| 第15 | 町長提出議案
第75号 | 平成20年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について |
| 第16 | 町長提出議案
第76号 | 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計決算の認定について |

- 第17 町長提出議案 平成20年度芦屋町病院事業会計決算の認定について
第77号
- 第18 町長提出議案 平成20年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
第78号
- 第19 町長提出議案 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同規約変更の協議について
第79号
- 第20 町長提出議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約変更の協議について
第80号
- 第21 町長提出議案 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約変更の協議について
第81号
- 第22 町長提出議案 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約変更の協議について
第82号
- 第23 町長提出議案 町道の路線廃止について
第83号
- 第24 意見書案 生活保護の老齢加算・母子加算等を求める意見書について
第5号
- 第25 報 告 競艇事業振興調査特別委員会報告書について
第15号
- 第26 町長提出議案 芦屋町教育委員会委員の選任同意について
第84号
- 第27 町長提出議案 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
第85号
- 第28 町長提出議案 魚見公園なみかけ遊歩道側法面崩落防止工事請負契約の締結について
第86号
- 第29 町長提出議案 平成21年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について
第87号
- 第30 決議案 天皇陛下御即位二十年奉祝賀詞決議について
第1号
- 第31 請 願 「暴力団追放」に関する請願について
第1号
- 第32 意見書案 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書について
第6号
- 第33 決議案 「暴力団追放」に関する決議について
第2号

【 出席議員 】（13名）

- 1番 益田美恵子 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 辻本 一夫
5番 小田 武人 6番 岡 夏子 7番 今井 保利 8番 川上 誠一

9番 松上 宏幸 10番 本田 哲也 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子 書記 本郷 宣昭

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	教育長	中島幸男
会計管理者	野口浩俊	総務課長	占部義和	企画政策課長	鶴原洋一
財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳	税務課長	入江真二
環境住宅課長	守田俊次	住民課長	入江明徳	福祉課長	嵐 保徳
地域づくり課長	内海猛年	競艇施設課長	境 富雄	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二		

午前9時59分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。

よって直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第61号から日程第25、報告第15号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から、審査及び調査結果報告書並びに閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまからそれぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

継続審議になってます生活保護の老齢加算、母子加算などを求める意見書について、審査不十分のためとしてありますが、ここにいたる経緯を概要で結構ですので、委員長に説明を求めたいと思います。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○民生産業常任委員長 小田 武人君

お答えいたします。

この件につきましては、賛成、反対、それぞれ意見がございました。委員会の中で慎重に審査を行いましたけれども、内容につきましては、国策、いわゆる国の方でも方針が定かでない面がまだございますので、そういう面を含めまして、今後まだ十分な審査を必要というようなことで、継続といたしました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、競艇事業振興調査特別委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、競艇事業振興調査特別委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

日程第1、議案第61号から日程第25、報告第15号までの各議案について、順不同により討論を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

平成21年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第2号）及び平成21年度一般会計補正予算（第3号）について反対討論を行います。

競艇施設特別会計補正予算に艇庫業務臨時職員に係る賃金161万2,000円と共済費9万6,000円が計上されております。

議会初日の質疑でもされましたけれども、これに関しては減音モーター導入による専門の整備士の人件費という説明でした。委員会では、担当課にこの従業員の雇用について公募などされるのか質問しました際、「実は4月から雇用しております。3月議会の当初予算に間に合わなかったの」という答弁でした。では、この9月議会の前に6月議会に補正予算第1号が出ておりますが、その6月議会にどうして提案がされなかったのかと尋ねましたが、それは総務課との調整がとれていなかったためという説明でした。であれば、この整備士の賃金などについては4月から少なくとも8月までの5カ月間はどこから充当されたのでしょうか。

いずれにしても従業員の補充に係る賃金の増額補正について、適正な会計処理が行われたとは言えません。また、問題になるのは、本来議会初日のこの臨時従業員に関して質疑があった際に、

このような事実を説明し、議会に謝罪されるべきではなかったのでしょうか。委員会においても当初の説明でこのことにはふれず、後から弁明があったことでは十分な説明責任、あるいは積極的な情報公開ということを逸脱していると思います。

引き続き、同補正予算に計上されております競艇事業振興基金積立2億5,643万2,000円についてですが、これは前年度の繰越金が2億6,114万円に確定したということで収入に計上され、先ほどの臨時従業員の雇用に係る経費と施設修繕費3,000万円を差し引いた金額です。この競艇事業振興基金は施設改修費の借金の返済などに充てられるものです。なお、この基金の残高は今回の補正予算が確定すれば約10億500万円になります。

現在、この施設改善費の借金の残高は約30億円ですが、今年の10月からそのうちの15億円をこれまで民間の銀行から借り入れしていましたが金利の高いものを金利の安い振興センターというところから借りかえをすることになっており、その目的としては当面の返済負担を軽減できると説明を受けています。

一方、平成16年度からこの間5年間も一般会計の繰り入れはなく、逆に平成17年度に一般会計から3.7億円の繰り出しを行っていますが、今回の繰越金の一部だけでも一般会計からの繰り出し金、先ほど申しあげました3.7億円の返済に充てるなどの目的で繰り出すべきと、私は考えます。

本来、住民の福祉に寄与する目的の競艇事業に係る収益にあたる施設特別会計の繰越金は一体いつまで競艇振興基金に積み立てられるのか、明快な説明もないままです。

一般会計補正予算（第3号）との絡みから両議案の反対討論を終わります。

引き続き、平成20年度一般会計の決算認定について反対討論を行います。

平成20年度の議員の期末手当に係る一部受け取り拒否を行っている立場から反対するものです。

以上で、反対討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかには。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

議案第72号に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度の実施から1年が過ぎ、全国各地で制度の廃止を求める運動が大きく広がり、高齢者を差別するなどの声があふれています。地方自治体の制度廃止を求める署名などの採択は全国で667自治体に及び、反対する署名数は1,000万署名を超える状況になっています。

この間、医療制度の廃止を求める世論と運動の力で、自公政府は制度の実施に合わせて08年4月4日に事実を偽る名称変更を行い、長寿医療制度を唱えたのを初め、保険料の徴収猶予と軽

減、天引き見直し、差別医療の診療報酬の凍結などを繰り返し、70歳から74歳の1割負担を2割負担に引き上げる改悪の凍結を含めると5,500億円以上を投入し、怒りの鎮静化を図ってきました。高齢者全員に負担させるとした保険料も見直しに次ぐ見直しです。

高齢者だけに差別的に持ち込まれた終末期診療報酬も凍結しました。高齢者の受診をかかりつけ医に限定しようとした外来の診療報酬も医療機関にそっぽを向けられ、1割しか使われていません。

このように、制度は立ち往生していると言っても過言ではありません。この制度の問題点は高齢者を差別し、尊厳を傷つける実態にあります。後期高齢者の法律では75歳以上を全部ひとくりに後期高齢者として老齢に伴う生理的機能の低下により治療の長期化、複数疾患への罹患、特に慢性疾患が見られ、多くの高齢者に症状の軽減は別として、認知症の問題が見られ、いずれ避けることのできない死を迎えるものと定義したのです。

さらに、法律の目的では、老人保健法の老後における健康の保持がなくなり、医療費適正化、医療費の削減だけが盛り込まれました。つまり、治療が長期化し、多くは認知症があり、やがて死ぬ、そんな後期高齢者にお金をかけても無駄だということになります。だからこそ高齢者と国民から猛反発を受け、制度がまともに実施できなかったのです。

昨日、新厚生労働大臣に就任した長妻大臣は後期高齢者医療制度を廃止すると明言しました。こんなうば捨て制度はきっぱりと廃止撤回する以外にありません。

以上の立場から議案第72号に対して反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。お諮りします。まず、日程第1、議案第61号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第61号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第62号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第62号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第63号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第63号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第64号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第64号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第65号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第65号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第66号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第66号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第67号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第67号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第68号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第68号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第69号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の

方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第69号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第70号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第70号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第71号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第71号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第72号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第72号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第73号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第73号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第74号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第74号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第75号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第75号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第76号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第76号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第77号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第77号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第78号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第78号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第79号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第79号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第80号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第80号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第81号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第81号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第82号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第82号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第83号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第83号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、意見書案第5号について、民生産業常任委員長から閉会中の審議を付託されるよう要望がなされております。つきましては、これを要望のとおり、民生産業常任委員会に閉会中の審議を付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、日程第25、報告第15号競艇事業振興調査特別委員会の調査報告について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、報告第15号は原案を承認することに決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されておりますので、これを日程に追加し、書記に議案の朗読をさせた上、町長及び決議案、請願、意見書案の提出者に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員の皆さんにおかれましては、連日のご審議、ご苦勞さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案をいたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第84号の芦屋町教育委員会委員の選任同意につきましては、中島幸男氏任期が平成21年9月19日をもって満了となりますので、中島氏を再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

中島氏は、平成13年9月に教育委員会委員並びに教育長に就任され、現在まで町教育行政に尽くされ、委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案第85号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、富永金雄氏の任期が平成21年10月4日をもって満了となりますので、新たに伊藤重美氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

伊藤氏は、本町農業委員会委員を2期、民生児童委員を15年務められました経歴をお持ちでありまして、委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案第86号の魚見公園なみかけ遊歩道側法面崩落防止工事請負契約の締結につきましては、同工事の請負契約を締結するものでございます。

議案第87号の平成21年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,400万円増額補正するもので、歳入といたしましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び財政調整基金繰入金を計上しております。歳出といたしましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として、町営住宅跡地地下埋設物除去工事及び小中学校の地上デジタル放送対応校内配線工事のほか、図書館の図書購入費を計上しております。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

次に、松上議員に提案理由の説明を求めます。松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

皆さん、おはようございます。決議案第1号につきましてご説明を申し上げます。

天皇陛下御即位二十年奉祝賀詞決議について、以下、決議文を読み上げまして、趣旨説明にかえたいと思います。

本年は、天皇陛下が御即位されてより20年の慶賀すべき年を迎えました。この佳節をお祝い申し上げるため、本年5月19日、政府、各省庁は御即位20年の記念事業に取り組むことを発表しました。さらに、同日、河村官房長官は、総務省に対し御即位20年の奉祝事業について周知方をお願いいたしました。総務省はこの通知を受けて、都道府県及び政令指定都市に対して、国民の祝意の機運を高めるための取り組みについて取り計らいの通達を出し、また福岡県より当町に対しても同様の趣旨が伝えられています。

顧みれば、この20年間、天皇陛下には国家の安寧と国民の幸福、世界の平和を日々お祈りされ、御心を尽くしてこられた歳月でした。被災者へのご慰問、戦没者へのご慰霊、諸外国との国際親善、農林水産業や各種産業発展のご激励、さらには障がい者へのご支援や福祉の向上に御心を注いでこられました。福岡県には、平成2年の国民体育大会、同4年の全国植樹会、さらには2年前に福岡県西方沖地震による被災地ご訪問の趣旨で特別にご慰問を賜りました。このことは町民には忘れられない感激です。

したがって、「国民と苦楽をともに」を旨に、20年にわたりまして国家、国民のために尽力されました天皇陛下に心より感謝を申し上げたく、御即位20年の奉祝の賀詞決議がなされることを求め、議案を提出いたします。

以上、よろしくご審議願います。

○議長 横尾 武志君

次に、川上議員に提案理由の説明を求めます。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

おはようございます。請願の趣旨を読み上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

暴力のない明るく住みよい地域社会の実現は、町民すべての切なる願いであります。

しかしながら、8月7日に判明した、本町柏原にある暴力団組事務所での銃器使用による殺人事件は、芦屋町民に多大な不安と恐怖を与えたばかりではなく、芦屋町のイメージを著しく損ね、芦屋町の発展を阻害するものです。

町民の安全と安心を確保し、暴力団を許さない芦屋町を実現するためには、警察当局を初めとして関係団体、町民、行政、議会が一体となって暴力団排除運動を展開する必要があると考えます。

よって、芦屋町議会におかれましても、強い決意をもって暴力団追放に向けた取り組みを進めていただきますよう請願いたします。

請願項目、「暴力団追放」に関する決議（案）を採択していただくようお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

次に、益田議員に提案理由の説明を求めます。益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

おはようございます。地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書（案）、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

新政権の発足とともに、民主党のマニフェストに示された政策・制度への変更が進められることとなります。

一方、前政権下において、我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立しています。総額で14兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等を計上されており、各地方自治体は当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して準備を行っているところです。

新政権によって、前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、既に、関係事業を執行中、あるいは執行準備が完了し、当該事業の広報、周知がすすんでいる地方自治体にとって、まことに憂慮すべき事態の発生が懸念されます。

万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転ずる兆しの出てきた日本経済に悪影響を及ぼしかねない恐れがあります。

上記の状況を考慮し、政府におかれましては、政策の見直し、税制の改革、制度の変更に当たっては、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって、地方自治体の進めてきた施策や事業について財源問題で執行に支障が生じることのないよう行われることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第26、議案第84号及び日程第27、議案第85号については、人事案件でございますので、質疑から討論までを省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

質疑なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで中島教育長に除斥を命じます。

お諮りします。日程第26、議案第84号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第84号は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、日程第27、議案第85号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第85号は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、日程第28、議案第86号から日程第32、意見書案第6号までの議案について質疑を行います。

日程第28、議案第86号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第86号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第29、議案第87号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第87号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、決議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、決議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第31、請願第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第32、意見書案第6号についての質疑を許します。

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書案について二、三質問をしたいと思

ます。

当意見書案は、私が担当する総務文教委員会の所管でございまして、今からこの意見書案を審査する上で、大事な項目であると思いますので、提案者に意見を聞きたいと思います。

まず、この国の第1次補正予算、この意見書案の文面を見ますと、補正予算全額14兆円の執行を早期に、確実に執行されるよう等々が見受けられますので、提案者は補正予算14兆円全額を指してこの意見書案を提出されたかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

今、ご質問がありましたけれども、各自治体に、芦屋町におきましてもこの総額14兆円を超えるその予算の中から、経済危機対策関連経費、その中でも雇用対策とか金融対策、低炭素革命、健康長寿・子育て、もろもろ8項目ぐらいが各地方公共団体へ交付されているものがございます。

そういった各芦屋町に交付されている金額の中の執行を推進していただけるように国に要請するものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

であるとするならば、この平成21年度第1次予算の総額について、もう少し具体的に砕いて意見書の中に盛り込むべきじゃないかと思うんです。

今、提案者から説明がありましたように、この第1次補正予算の骨格はまず雇用対策を筆頭に8項目の対策からなっております。雇用対策では1兆2,698億円の予算を組まれております。

そして、8項目全体では、いわゆる14兆6,987億円の予算が組み込まれております。その中には、いわゆる漫画、アニメ等々の文化向上ということでアニメ会館、こういう無駄な予算も入っております。

であるとするなら、今、民主党が出しておる予算の見直し、あるいは執行停止、こういうことは、いわゆる政権がかわれば必ずあるという、これは常識なんです、政界の常識なんです。

ですから、この部分を出すとするなら、予算をよく精査して、そしてこれとこれはぜひ実行していただきたい、このように請願を出すのが私は妥当ではないかと思うんです。その点についてはどうお考えかお聞きします。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

妥当性については、それぞれのお考えもあるかと思えます。ただ、大枠で出しておりますので、この委員会が付託される委員会の中でそういった精査をしたいということでございましたら、その中に盛り込ませていただくことは別に構わないと思っておりますので、その点についてよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

申し上げておきますが、きょうの新聞でも鳩山内閣の閣僚会議がきょう開かれます。そして、14兆円の予算をどう執行するかということが本日決まります。そこにもってきて、この意見書が今出して間に合うのかという問題が一つと鳩山総理の総理就任時の言葉の中に、執行済みの地方公共団体に交付する補助金、あるいは補正予算については、それを完全に守っていく、地方公共団体には迷惑をかけません、あるいはこれから執行する公共団体への補助金についても十分考慮します。こういう言葉があると同時に、きょうの新聞でも大きくそれを取り上げております。

ですから、我々が憂慮する地方公共団体の補助金については、別にそう心配するところはないんじゃないかと思えます。しかし、この文面から見ると、14兆円全体を指した早期執行の文面になると思えますので、もしこの文面がよければ修正等を提出者をお願いをして、改めて提出をお願いをしたい、このように考えますが、どうのお考えでしょうか、お聞きします。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それは、先ほど言われましたように、けさほどの新聞におきましても、「地方自治体向けの予算については執行停止すれば混乱が生じ、地域経済にも悪影響を及ぼすとの懸念が出ていたことから、原則として執行する方向だ」という文言がありました。これは、あくまでも原則であって確定ではございません。

それと、まず今後の、来年度の予算におきましては、芦屋町におきましても10年スパンとか5年計画とかで財政シミュレーションをやっているわけです。それもすべて今後、見直していかなければならないという現実が芦屋町においてもつけられるものだと、私は考えます。

そういうことから、この総額14兆円にこだわられる室原議員さんのお気持ちもわかりますけれども、要するに、交付税の今後の予算執行、それから今から削減されるであろう今後、予算を削減、前回の麻生内閣のときはもう白紙に戻してゼロベースからスタートすると言われておりますので、当然大きな痛みが出てくるのではなかろうかと懸念いたしますので、そこで提出したわ

けでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第6号についての質疑を打ち切ります。

お諮りします。日程第28、議案第86号から日程第32、意見書案第6号については、別紙のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

.....
午前11時59分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

日程第28、議案第86号から日程第32、意見書案第6号については、それぞれの常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの委員長に審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務文教常任委員長。

〔朗 読〕

.....
報告第16号

総務文教常任委員会付託議案審査結果報告書

- 1、議案第86号 魚見公園なみかけ遊歩道側法面崩落防止工事請負契約の締結について
- 1、議案第87号 平成21年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について
- 1、決議案第1号 天皇陛下御即位二十年奉祝賀詞決議について

1、意見書案第6号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書について
本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審議した結果、議案第86号、87号及び決議案第1号は原案を可決及び決議すべきものと決定しました。

なお、意見書案第6号については、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

以上、報告いたします。

平成21年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

.....
以上です。

○議長 横尾 武志君

次に、民生産業常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生産業常任委員長。

.....
報告第17号

民生産業常任委員会付託議案審査結果報告書

1、請願第1号 「暴力団追放」に関する請願について

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審議した結果、原案を採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

平成21年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 小田 武人

.....
以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまからそれぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

総務文教常任委員長に対する質疑を許します。益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

総務文教委員長にお尋ねいたします。

意見書6号が否決ということでございますので、審議内容を少し教えていただければありがた

いと思います。

○議長 横尾 武志君

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長 室原 健剛君

意見書提出の折に私の方から質問としてご提案申し上げました14兆円にわたる補正予算の総額的な意見書案の原文でございましたので、私の方から、いわゆる地方公共団体に関する予算、これ具体的に説明申し上げますと、補正予算の中で8項目めに、地方公共団体への配慮という項目の中で、2兆3,790億円が組み込まれております。私どもは、この第1次補正予算の中で、地方公共団体として今何が必要なのか、それは地方公共団体へ配慮する補正予算だと思っておりますので、この部分の早期執行と十分なる手当ならば委員会としても認めるけれども、14兆円全体にわたる予算の執行を早期に求めるというのは、政府に対する一つは謁見行為ではないか、こういうふうな考えのもとにこの案を、否決をいたしました。

なお、きょう、閣僚会議の中でこの補正予算の実行を求める会議がございますので、これからこの補正予算が実行に移される、そういう中で、ふたたびこの地方公共団体への配慮のみのこういう意見書ならば、次回、12月議会でも提出されれば結構だと、こういう考え方で、この議案については否決をいたしました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

わかりました。先ほど、私も提案したときに、もし修正されるところがあれば修正していただければいいという、私も希望を持っておりましたけれども、否決ということでございますので、これは改めて私からというよりは、やはり芦屋町議会として、やはりのろしを挙げていく必要性があるのではないかと、このように思っております。

新しい内閣におきましては、記者会見におきましても官僚依存を脱した政治を実践するための大きな船出であると、鳩山総理もおっしゃっておりますし、新内閣には菅直人副総理兼国家戦略担当大臣として、また千石由人さんは行政刷新担当大臣、長妻さんが厚生労働大臣として、それこそ論客を揃えての構えでございます。

今後、やはり予算におきましては、戦後初の本格的政権交代実現を機に、日本の政治行政システムの大転換を目指すという方向も示されておりますので、やはり今後、提案のときにも申しましたように、財政シミュレーションが10年計画でされておりますので、そういったところに大きな影響があることは、私は間違いないのではなからうかと、このように思います。

そこで、やはり次の12月の定例議会におきましては、議会を挙げてやはりそういった提案をすべきものではないかと、このように思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、議案第86号から日程第32、意見書案第6号について、順不同により討論を許します。辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

私は、日程第32、意見書案第6号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の意見書案につきましては、先ほどから説明がっておりますように、鳩山内閣が目指している経済対策関連の補正予算の一部執行停止という方針が打ち出されているというのを伺っています。

これまで地方活性化策として打ち出されてきた補正予算が凍結されるということになれば、当然我々のこの芦屋町にも大きな影響を及ぼしてくると、私は思います。

なぜなら、この政策を目いっぱい活用して、6月の定例にも出されました、今回も出されてますけれども、さまざまな計画を芦屋町として町民のために計画しておるこのチャンスを活用しているわけですが、これを組んだ経過があります。これが本当にそういうふうな凍結されるとなれば、本当にこれからの事業に大きな影響を及ぼすと思います。

具体的に申し上げますと、現実的に今の鳩山内閣が言っているのは、雇用対策、子育て手当等々は除外視して、地方自治体に関する官公庁の施設整備がこれ2兆9,000億円ほどあるんですが、これについては景気対策として効果がないというふうな方針が打ち出されているわけです。

これを見る限り、やはり私たちが今、芦屋町が計画として、経済危機対策臨時交付金、それと地域活性化公共投資臨時交付金、これが総額約1億3,000万円ほどありますが、これが凍結されると、こういうことになります。そうしますと、この今計画をしてあるさまざまな事業が景

気経済対策にならないのかということなんです。これをすることによって地域経済のいろんな波及効果というの及ぼしてくるわけですし、実際の町民の利便性を高めるために取り組んでいる、これが全くできない状況になってくる、そういったことを考えますと、一部は、中ではちょっとこう提出が早いんじゃないかという話がありますが、私は逆で、今この時期に全国あちこち市区町村それぞれの議会の中で取り決めがなされております。そこらあたりを考えますと、やはり私は芦屋町議会としてもこの機会に早目に、今これを出さないと、地方の声が届かないということで、私はなってくると思っております。

したがいまして、今回の本提出意見書の原案につきましては、文言の表現の仕方あると思えますけども、ものの考え方としては、ぜひこの議会で意見書を可決いただきたいと私は思っております。

以上のことを考えて、私の賛成討論といたします。終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を打ち切ります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第28、議案第86号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第86号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第29、議案第87号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第87号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第30、決議案第1号について、委員長報告のとおり決議することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、決議案第1号は決議することに決定いたしました。

日程第31、請願第1号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第1号は採択をすることに決定いたしました。

次に、日程第32、意見書案第6号については、委員長報告は原案否決であります。よって、原案について採決を行います。原案に賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって……（発言する者あり）

○局長 磨田 育生君

説明します、ちょっといいですか。今、委員長報告は否決でございますので、否決、否ということには採決できませんので、原案について賛成かどうかの採決をとりますので、原案に反対の方は手を挙げられないという形になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

最初からやり直します。

次に、日程第32、意見書案第6号については、委員長報告は原案否決であります。よって、原案について採決を行います。原案に賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、意見書案第6号は否決とすることに決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。請願の採択に伴い、新たに決議案が提出されました。よって、これを日程に追加して議題とし上程し、書記に決議案の朗読をさせたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗読]

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

お諮りします日程第33、決議案第2号については、質疑から討論までを省略し、直ちに採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから採決を行います。日程第33、決議案第2号について、原案のとおり決議することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、決議案第2号は原案を決議することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

なお、可決されました報告書及び決議書は、議長から関係機関に送付することといたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成21年芦屋町議会第3回定例会を閉会いたします。

長い期間のご審議、お疲れさまでした。

午後0時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員